

記者会見要旨
(2025 年 4 月 16 日)

I 最近の協会・業界の主な動向について

1. 最近の協会・業界の主な動向として、本日は2点お話しさせていただこうと思います。
2. 1点目は、有価証券報告書の株主総会前の開示の議論についてです。
3. 日本の企業情報開示を世界的に納得感あるものにし、日本の資本市場の信頼性を高めるには、株主の議決権行使に影響を与えうる情報が記載されている有報が、総会直後に開示される現状を変えることが必要と考えております。
4. そのような中で、3月28日付けで、金融担当大臣から全上場会社に対して「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」が発出されました。
5. 当協会としても、同要請に対して3月31日付で会長声明を発出しました。お手元に資料1会長声明を配付していますのでご覧ください。
6. 当協会は、今回の要請が、「望ましい」有価証券報告書の総会前開示への「第一歩」の取組みであると認識しています。同要請の趣旨を踏まえ、上場会社等監査事務所に對して、十分な監査期間が確保されることを前提に、上場企業の検討に協力するよう期待すると伝えています。
7. また、今後、サステナビリティ情報の開示が拡充する環境の下、有価証券報告書の作成・開示負担の軽減、監査・保証品質の更なる確保、株主・投資家による十分な検討期間の確保という3点を達成するためには、①株主総会の後倒しと②開示書類の一体化・一本化を行い、企業情報開示全体の効率化を進めていくことが必要と考えます。
8. また、その際には、コーポレートガバナンスコードの改訂や有価証券報告書提出会社は事業報告及び計算書類の提出を不要とする開示書類の一本化を制度化する法改正の検討も必要と考えます。
9. 当協会は、金融庁の連絡協議会メンバーとして引き続き検討に協力していきますとともに、まず会員公認会計士が正しく理解し、企業・経営者等と対話できるように各種の情報を提供していく予定としております。
10. 2点目は、サステナビリティ情報開示、保証制度の議論についてです。
11. 3月5日にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）から、我が国における最初のサステナビリティ情報開示の基準が公表されました。
12. 当協会としても、国際的に一貫性のある我が国のサステナビリティ開示を実現するSSBJ基準が公表されたことを歓迎し、同日付けで会長声明「SSBJによる我が国最初のサステナビリティ開示基準の公表について」を公表しました。お手元に資料2会長声明を配付していますので、詳細はそちらをご覧ください。
13. また、上場会社へのサステナビリティ保証業務の担い手の登録要件や保証基準、検

査・監督のあり方等については、金融庁の金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの下に、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」が設置され、更に議論されているところです。

14. 当協会としては、公認会計士・監査法人は会計・監査のプロフェッションとして、財務諸表への監査業務を独占業務として実施してきた実績を踏まえると、情報への信頼性の付与は、公認会計士・監査法人の専門分野であり、サステナビリティ情報の保証も我々が貢献できると考えています。
15. また、サステナビリティ情報の開示は、そもそも投資家の投資意思決定に資するため、ニーズを踏まえて制度化されるものであり、その際、財務情報とのつながり、コネクティビティが重要視されています。この点においても、監査法人がサステナビリティ情報の保証の担い手となることが有用と考えており、専門グループにおいても監査法人が担い手となることが望ましいと主張しています。

Ⅱ 会長等の選出方法及び次期会長の決定について

16. 資料3に基づき、「会長等の選出方法について」ご説明いたします。
17. 現在の協会役員は、今年7月23日に開催されます定期総会をもちまして任期満了となります。その後は、新しい役員による体制がスタートしますが、協会の役員につきましては、理事会で決定した選挙区、定数に基づき、会員による直接選挙を通じて選出されます。今回の役員選挙につきましては、全ての選挙区において候補者数が定数と同数であったため、無投票で63名の当選者が決定しております。
18. 会長につきましては、直接選挙ではなく、役員選挙の当選者63名のうちから会長立候補者を受け付けまして、「推薦委員会」による選考を経た後、「当選者会議」による信任を得た者を会長とする。という仕組みになっています。
19. 会長を選出する「推薦委員会」のメンバーは16名で、このうち7名は現役員で次の役員にならない者、7名は地域会から推薦を受けた会員、それから外部有識者2名という構成になっております。
20. この「推薦委員会」におきまして、会長立候補者の中から、被推薦者1名を選出することになります。その場合には、推薦委員の3分の2の同意が必要ということになっております。
21. さらに、推薦委員会の被推薦者につきましては、役員選挙当選者63名と、次期の地域会会長16名で構成される「当選者会議」において、出席者の過半数の信任が必要とされております。
22. 今回は63名の役員選挙当選者の中から、2名が会長に立候補いたしました。
23. 「推薦委員会」では、選考に当たって必要と認めた資料の提出を求め、候補者のプレゼンテーション、質疑応答等を行いました。
24. その結果として、「推薦委員会」は被推薦者として現副会長の南成人会員を選出した

しました。

25. そして、本日午後に開催された「当選者会議」において南成人会員が過半数の信任を得ましたので、次期会長に決定いたしました。
26. 南成人会員の略歴につきましては、お手元の資料4をご確認ください。

Ⅲ 次期会長挨拶

27. 本日、当選者会議の信任を得て、次期会長となりました南成人です。
28. 資料4の略歴に基づき、自己紹介をさせていただきたいと思います。
29. 1985年に立命館大学経済学部を卒業し、1986年に公認会計士試験に合格した後、監査法人朝日新和会計社(現 有限責任あずさ監査法人)に23歳から30歳までの7年間勤務いたしました。
30. マネージャーになる手前の30歳で監査法人朝日新和会計社を退職し、1993年に東京赤坂監査法人(現 仰星監査法人)を設立いたしました。
31. 少数で設立した監査法人であり、当初は旧商法特例法に基づく監査を受けているクライアント1社のみでしたが、そこから32年を経て仰星監査法人として準大手監査法人の規模まで成長することができました。
32. その間、経営の一翼を担い、理事長を5年間にわたり務めましたが、協会の副会長就任時の2022年に理事長を退任し、現在は理事・代表社員として仰星監査法人に所属しています。
33. 所属する監査法人を準大手監査法人にまで育て上げた経営ノウハウを活かして、協会の運営をしっかりと実施していきたいと考えています。
34. 協会の会務に初めて関与したのは2004年で、監査基準委員会メンバーとして監査の実務指針の策定に携わるとともに、実務指針を監査のメソトロジー・監査ツールに落とし込み、中小監査事務所に展開するといった活動を20年間行ってきました。
35. また、16地域会を巡り、監査ツールを浸透させる活動も実施するなど、中小監査事務所支援に長い期間従事してきました。
36. 現在は副会長として中小監査事務所支援のほか、中小企業・スタートアップ支援、IPO、経営等を担当しています。
37. 私は、若い世代が夢と誇りを持って魅力あると感じてもらえる業界にしていきたいと考えており、そのための施策を3点掲げています。
38. 協会では「信頼の力を未来へ」というタグラインを掲げておりますが、社会に貢献し、社会から信頼されるための一丁目一番地で中核となる業務は監査です。まず監査業務で社会からの信頼をしっかりと得て、若い公認会計士が誇りをもって監査業務に従事できるようにしていきたいと考えています。
39. 続いての施策は、社会課題を解決することです。
40. 社会課題の解決の観点で公認会計士の職域は広がっています。

41. 現在、約 45,000 人の会員・準会員がおりますが、その 4 割が監査法人に所属し、残りの 6 割は税務や組織内会計士、社外役員、アドバイザー業務等の分野で活躍しており、こういった監査以外の分野で活躍する公認会計士を支援していきたいと考えています。
42. また、サステナビリティ保証業務等の新しい領域で公認会計士が活躍する場面が増えていることから、新しい分野で活躍する公認会計士についてもしっかりと支援していきたいと考えています。
43. 3 点目は、協会の基盤強化であり、ガバナンスと財政の改革を進めていきたいと考えています。
44. ガバナンスの観点で執行力の強化、財政の観点で持続的な会務運営のための財務基盤の強化を実施するほか、地域会と本部の連携についてもしっかりと進めていきたいと考えています。

以 上